

西原・与那原マリパーク 指定管理者募集要項

20 参考資料（別冊）

目 次

◎ 西原・与那原マリンパーク管理対象施設範囲図

1	西原・与那原マリンパーク管理運営業務基準	1
2	西原・与那原マリンパーク管理業務区分表	8
3	リスク分担表	9
4	利用料金の設定について	10
5	沖縄県港湾管理条例	14

1 管理運營業務基準

1 管理対象区域および対象施設

指定管理者の管理する対象区域及び対象施設は次のとおりとする。

(1)管理対象区域：「4 管理対象施設範囲図」に示した区域

(2)管理対象施設

ア 西原マリパーク

①所在地：西原町東崎

②施設面積：12.3ha

③対象施設

- ・人工ビーチ：550m
- ・多目的広場：2.2ha
- ・ピクニック広場：1.8ha
- ・軽スポーツ広場：1.0ha
- ・サービス棟：1棟（更衣室、シャワールーム、トイレを含む。）
- ・休憩舎：特大1棟、大型21棟、中型6棟、小型1棟
- ・トイレ：5棟
- ・照明設備（ナイター照明：10基、駐車場灯：26本、園路灯：21本）
- ・受配電設備：2基
- ・駐車場1,066台（内訳）大型車16台、普通車974台、身障者用27台、二輪車49台
- ・管理対象区域内にあるその他施設・設備等

イ マリタウン東浜公園

①所在地：与那原町東浜

②施設面積：3.8ha

③対象施設

- ・パークゴルフ場：1.5ha、18ホール
- ・多目的広場：0.5ha
- ・管理棟：1棟（トイレ、棚、休憩テーブル、事務室、放送設備）
- ・休憩舎：東屋6棟、ベンチ4基
- ・照明設備（ナイター照明：4基、園路灯：27本）
- ・駐車場109台（内訳）バス2台、普通車94台、身障者用2台、二輪車11台
- ・倉庫棟（地下タンク）

ウ あがりティーダ公園

①所在地：西原町東崎

②施設面積：1.8ha

③対象施設

- ・芝生広場
- ・ピクニック広場
- ・トイレ：1棟
- ・照明設備：園路灯7本
- ・駐車場62台（内訳）普通車60台、身障者用2台

2 利用期間等

西原・与那原マリパークの有料施設等の利用期間及び利用時間は、次のとおりとする。

有料施設等名	利用期間	利用時間
駐車場	1月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後10時まで
シャワー	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後8時まで
多目的広場	1月1日から12月31日まで(火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休日でない日)を除く。)	午前8時30分から午後10時まで
軽スポーツ広場		
パークゴルフ場		
照明設備		午後6時から午後10時まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用期間及び利用時間を変更することができる。この場合、変更後の休業日及び供用時間については、西原・与那原マリパーク内の公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

3 執務体制等

執務体制は、次のとおりとする。

- (1)西原・与那原マリパークの利用時間内は、サービス棟(管理事務所)及びマリタウン東浜公園の管理棟に常勤の職員を1名以上配置すること。
- (2)施設の管理運営に支障のないよう組織・人員体制を確保すること。

4 指定管理業務

(1)施設の利用許可等に関する業務

- ・次に掲げる有料施設等の利用許可、利用許可の取消、利用料金の收受・減免・返還等に関する業務を行う。
対象施設：駐車場、シャワー、多目的広場、軽スポーツ広場、パークゴルフ場、照明設備
- ・利用許可等の業務の実施にあたっては、指定管理者は、県民及び利用者間の公平な利用に留意し、公正かつ中立に行わなければならない。
- ・港湾法、地方自治法、沖縄県港湾管理条例(以下「条例」という。)、沖縄県港湾管理条例施行規則(以下「規則」という。)、沖縄県財務規則、沖縄県公有財産規則、消防法、水道法、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令及び県の関係例規のほか、港湾の管理に関して県の示した運用基準等を遵守しなければならない。
- ・指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。(沖縄県港湾管理条例第28条)
その際は、指定管理者において、免除基準を設け適正に行わなければならない。
- ・利用料金の收受については、有料施設ごとに帳簿を用いて整理すること。

(2)施設の維持及び修繕に関する業務

- ・各施設の安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、施設の快適な利用ができるよう各施設を適切に管理しなければならない。
- ・日常及び定期的な施設の点検と補修・修繕、清掃などの保守管理を適切に行う。
- ・設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保する。

ア施設の保守点検及び修繕

①保守点検

施設を安全に使用するため、下記「設備等保守点検内容一覧表」により保守点検を実施する。

設備等保守点検内容一覧表

設備等名称	設置箇所	点検内容
受電・配電設備	サービス棟、多目的広場、管理棟	定期点検（法定：年1回） 巡視点検（法定：月1回）
消防設備	サービス棟	機器点検（法定：年2回） 機器総合点検（法定：年1回）
照明設備	ナイター照明・制御盤等	点検（年1回） ランプ交換等（随時）
園内灯設備	園内照明（園路灯・駐車場灯）・分電盤	巡視点検（年1回） ランプ交換等（随時）
放送設備	サービス棟、屋外スピーカー	点検（年1回以上）
空調設備	サービス棟	点検清掃（年2回）
グリストラップ	サービス棟	点検清掃（随時）
機械（ポンプ）	倉庫棟	点検（年1回）
地下タンク	倉庫棟	電気設備点検（年1回） タンク内清掃（年1回）

※管理対象区域内の上記設備及び上記以外の設備等についても、必要とされる自主点検、法定点検等を実施すること

②修繕

施設利用者が安全かつ快適に施設が利用できるよう、常時施設の状況について

確認すること。特に、台風の通過後や、暴風雨、強風の後には、施設の状況を速やかに点検し、県に報告すること。

施設の不具合を発見したときは、速やかに、修繕を行うこと。

1件の修繕等に関し、費用が50万円未満のものについては指定管理者が行い、これを超過すると認められるものは、見積書を添付（明らかに50万円以上と認められる場合を除く。）して県に修理を依頼することとする。

なお、自然災害等により、一度に多額の費用を要する場合は、別途県と協議の上、別の方法をとることができるものとする。

イ 必要備品の調達

①西原マリパーク

指定管理者は、サービス棟備品（机、椅子、テーブル等）、医薬品、連絡車、トランシーバー、笛、メガホン、救命ボート・監視台・クラゲ防止網等海水浴場の開設に必要な備品を調達すること。また、海水浴場の開設期間終了後は、適切に保管及び管理を行う。

②マリンタウン東浜公園

指定管理者は、管理棟備品（机、椅子、テーブル等）、医薬品、クラブ、ボール、スタートマット、ホールカップ、ピン等パークゴルフ場の開設に必要な備品を調達すること。

ウ 清掃等業務

①園地清掃

- ・拾い清掃や掃き掃除を適宜組み合わせ、多目的広場、軽スポーツ広場、ピクニック広場、パークゴルフ場、展望台、園路や側溝、駐車場、その他園地をきれいな状態に保つこと。
- ・ゴミは分別を行ったうえ所定の箇所へ集積し、処分すること。
- ・適切に園地内の除草、芝刈りを行うこと。
- ・多目的広場、軽スポーツ広場、芝生広場、ピクニック広場及びパークゴルフ場については適切に芝の管理を行うこと

②人工ビーチ等清掃

- ・拾い清掃等を実施し、人工ビーチ等（管理対象区域内の海面を含む。）を常にきれいな状態に保つとともに、ゴミは分別を行ったうえ所定箇所へ集積し、処分すること。なお、台風の通過後等で流木等が管理対象区域内に多量に流入した場合については、県と協議の上で行うこと。

③トイレ清掃

- ・衛生器具（便器、手洗い器等）、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等にはすぐ対処する。
- ・ホルダー内に常時ペーパーがあるよう補充する。
- ・海水浴場の開設期間（4月～10月）は毎日、それ以外は1日おきに清掃及び消毒を行う。

④サービス棟及び管理棟清掃

- ・床清掃、窓ガラスやブラインド、照明器具等の清掃を適切な方法で実施する。
- ・有料施設であるシャワー室については、随時、清掃し消毒を行い、清潔に保つこと。
- ・サービス棟及び管理棟内のトイレについては、毎日清掃を行う。

⑤植栽管理

- ・植え込み地等の除草を随時行う。

- ・高木・低木の刈り込みを定期的に行うこと。
- ・枯損植物、枯れ枝、支障枝は除去すること

⑥留意事項

- ・水道管の破損、水栓の故障、締め忘れ等による水漏れがないか特に注意すること。
- ・放置物の処理、拾得物の管理を適正に行うこと。

(3)施設利用者の安全管理に関する業務

施設利用者の安全を確保するため、施設内の監視・巡視を適切に行うとともに、十分な人員・組織体制を確保するものとする。

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、対人賠償1人につき1億円以上、一事故最高限度額2億円以上を最低限とする損害賠償保険に加入するものとする。

ア 施設の巡視

①視点

- ・施設の目視等による点検及び異常の有無の確認、施設利用者の禁止行為への注意等を中心に巡視を行う。
- ・施設の保全（施設・備品の点検確認、火気防止、修繕箇所等の確認）
- ・不審人物、立入禁止区域内立入者への指導

②巡視を行う施設

指定管理者が維持管理する全施設とする。

③巡視の頻度等

- ・施設利用時間内の施設の巡視については、陸上からの海面監視とあわせて随時実施するものとする。
- ・西原・与那原マリンパークの供用時間外においては、施設警備を実施し、1日3回以上の巡回を行う。

イ 人工海浜（ビーチ）の監視体制等

①通常監視体制及び災害発生時の緊急救助体制の確保

指定管理者は、海水浴客の安全を確保するため、監視員等安全管理に必要な人員・組織体制を確保するものとする。

ビーチの監視については、以下の監視条件を充たしたビーチ監視責任者1名とビーチ監視員複数名を配置するものとする。

（監視条件）

- (1) 日本赤十字社の水上安全法救助員資格を保有していること。
- (2) 日本赤十字社の救急法救急員（心肺蘇生法）資格を保有していること。
- (3) 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第7条第1項第2号に規定する水難救助員の資格基準の要件を満たしていること。
- (4) エンジン付き救命ボート（水上バイク等）操縦有資格があること。
- (5) ダイビングのレスキューレベル以上を取得していること。
- (6) 一泳法で200メートル以上泳げること。
- (7) ハブクラゲ等海洋危険生物の知識を有し刺傷の応急措置が適切に行えること。
- (8) ビーチ環境意識に熟知していて、その保持に積極性を有していること。

※監視責任者は(1)(2)(3)の何れか及び(5)(6)(7)(8)の全てに該当していること。

※監視員は(1)(2)(3)の何れか及び(6)(7)(8)の全てに該当していること。

※監視員のうち(4)の有資格を持っている者を常に1名以上配置する。

※監視員等に対しては、人工呼吸法講習会を適時実施するとともに、総合救助訓練を実施する。

②誘導看板、規制看板の設置

海水浴客が円滑にビーチを利用できるよう、誘導看板及び規制看板を設置する。

③遊泳者の監視及び場内の巡視

監視施設及び陸域から遊泳者の動静を監視する。また、施設内を巡視し事故の防止に努める。

④遊泳禁止等の対応

沖縄地方気象台から強風、波浪、高潮、濃霧、津波及び暴風の注意報または警報が発令された場合等の危険な場合は、海水浴客等に対して「遊泳禁止等」の放送を行うとともに、「遊泳禁止等の指導」を行い、安全を確保すること。

事故等が発生した場合は、速やかに海上保安署、所轄の警察署、消防署及び沖縄県に連絡すること。

ウ 災害、荒天時における業務

災害又は緊急の事態が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、指定管理者は、施設の安全、施設の利用者の安全確保のための対応を行う。

①異常気象時の対応

- ・ 県の水防体制に準じ連絡体制を整備し、災害及び荒天時に備える。
- ・ 津波、高潮、波浪等の気象警報が発令時には、利用者への注意指導・安全確保等必要な措置を行うものとする。
- ・ また、大規模地震に関する警報等が発せられた場合には、当該警報等に従い、必要な措置を行うものとする。
- ・ 荒天時は越波することがあるので、十分注意すること。
- ・ また、越波等により、通常の施設利用が困難と認められる場合、又はそのおそれがある場合は、施設の全部又は一部の利用を中止するなどの措置をとらなければならない。

エ 警察及び消防への巡回の要請

施設の安全管理を確実にを行うため、所轄の警察署及び消防署に巡回を要請する。

オ 駐車場の管理等

- ① 駐車場利用者への各種案内、苦情処理、車両誘導及びこれに伴う場内整理を行うものとする。
- ② 指定管理者は、駐車場の維持管理を適切に行うとともに、無人時におけるトラブル等に対しても速やかに対処できるような体制を整え業務を行うものとする。
- ③ 高潮、高波等により駐車場内に越波が予想されるときは、駐車車両を場外に速やかに誘導し、臨時に駐車場の閉鎖を行うものとする。

カ 留意事項

- ① 危険な行為を行う者や秩序を乱す者に対しては、施設の利用の中止や利用方法を変更させるなどにより、適正に対処するものとする。
- ② 事故を発見したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、事故報告書を作成し、県に報告することとする。
- ③ 迷子の保護、拾得物等の受付など適切な処理を行うものとする。

(4)西原・与那原マリパークの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

ア 行為の制限に関する業務

西原・与那原マリパーク施設内での沖縄県港湾管理条例第3条第10号に規定する行為及び当該行為に類する下記の行為の制限に関する業務については、指定管理者が県の示す取扱い実施要領により行うものとする。

- ① 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。

②業として写真又は映画を撮影すること。

③興業を行うこと。

④競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために西原・与那原マリパークの全部又は一部を独占して使用すること。

⑤花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

⑥指定された場所以外へ車両等を持ち入れ、又は止め置くこと。

ただし、知事は、沖縄県港湾管理条例第3条第10号に規定する行為及び上記各号に係る行為が公衆の西原・与那原マリパークの利用に支障を及ぼさないと認める場合は、許可を与えることができる。

イ 催しもの等の調整

催しもの（イベント）等を開催するときは、指定管理者は、イベント主催者から申請書及び実施計画書を受け付け、当該イベントの内容を精査の上、実施の適否に関し指定管理者の意見を付して、県に送達するものとする。

ウ 目的外使用許可申請の受付

西原・与那原マリパーク内の施設の目的外使用許可申請については、指定管理者において受け付けを行い、指定管理者としての意見を付して県に送達するものとする。

エ その他の業務

①施設の広報及び広聴

・施設の広報（パンフレット作成、ホームページの開設）等その他西原・与那原マリパークの利用促進に関する業務を行う。

②施設利用に当たっての要望、苦情等処理

・施設の利用者等からの要望や苦情の受付及び処理を行う。
・施設の利用者等からの声を聞き、課題解決に向けた対応策を検討する。

③関連団体等との適切な調整

・官公署（海上保安署、浦添警察署、与那原警察署、西原町、与那原町等）、各種事業者等と施設運営に当たっての調整を行う。

④調査業務

・県の指示により、施設利用状況調査等の各種調査業務に係るデータの収集及び取りまとめを行う。

⑤事業報告書等

a 事業報告書（沖縄県港湾管理条例第21条）

指定管理者は、毎年度事業終了後、4月30日までに事業報告書を提出する。事業報告書に記載する主な事項は、次のとおりで、詳細については協定書に定める。

(1)管理に関する業務の実施状況

(2)業務に係る収支状況

(3)西原・与那原マリパークの使用状況

(4)前3号に掲げるもののほか知事が必要と認める事項

b 指定管理業務月報・・・毎月10日

c 上半期報告書（4月1日～9月30日までの事業実績）・・・毎年10月10日

d 年間事業計画書及び収支予算書（翌年度計画）・・・毎年2月末

e その他県が必要と認める書類

2 西原・与那原マリンパーク管理業務区分表

区分	業務の内容		業務区分	
			県	指定
利用許可等関係	行為の禁止等に係る許可(条例第3条)		○	
	利用許可(条例第26条)	駐車場、シャワー、多目的広場、軽スポーツ広場、照明設備、パークゴルフ場		○
	港湾施設使用上の規制(条例第4条)		○	
	港湾区域及び港湾隣接区域内の占有、工事等の許可(港湾法第37条)		○	
	行政財産の目的外使用許可(地方自治法第238条の4)		○	
	権利義務の承継 (条例第30条、第12条)	指定管理者の行う利用の承認に係るもの		○
		上記以外		○
	利用料等の減免 (条例第28条)	指定管理者の行う利用の承認に係るもの	申請書の受付	○
			減免の決定	○
	利用料金の返還(条例第29条)			○
	利用許可の取消し等(指定管理者の行う許可に係るもの)(条例第30条、第13条)			○
	監督処分(条例第20条第2項)		○	
個人情報の保管管理等			○	
維持管理	清掃等(樹木管理を含む)、巡視(ゲート閉鎖開門、防火管理を含む)、保守点検、光熱水費等支払い			○
	施設の修繕	1件につき50万円以上のものについて	○	
		1件につき50万円未満のものについて		○
施設の修築、新築		○		
管安理全	利用者安全確認・指導、海面監視			○
荒天等対応	職員配置			○
	施設安全確認、施設内巡視(利用者安全確認)、点検			○
	関係機関等との連絡調整			○
	指定管理者に対する指示等		○	
その他	施設案内等利用促進(広報パンフレット、ホームページ作成等)			○
	利用者要望、苦情処理、窓口対応等			○
	各種統計調査データ収集・取りまとめ			○
	モニタリングへの対応			○

* 条例とは、「沖縄県港湾管理条例」を指します。

3 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	施設管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
政治、行政上の理由による事業変更	政治、行政上の理由から、施設管理、管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務の内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等、県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設や設備の損傷	経年劣化によるもの（1件の修繕につき、50万円以上のものについては県が負担し、50万円未満の金額は指定管理者が負担）	○	○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件の修繕につき、50万円以上のものについては県が負担し、50万円未満のものについては指定管理者が負担）	○	○
	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業の中止	県の責任による遅延、中止	○	
	指定管理者の責任による遅延、中止		○
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
事業終了時の費用	指定管理業務が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

4 利用料金の設定について

1 管理費の設定にあたっての留意事項

指定管理業務及び自主事業に係る経費については、下記数値をもとに設定してください。

ただし、下記数値は、過去の実績等を元に事業計画書を作成するために設定したものであり、推定値です。実際の西原・与那原マリパークの利用者数や有料施設等の利用者数を保証するものではありません。

- (1) 西原・与那原マリパーク利用予定者数(想定)：約90万人（令和4年度実績）
西原・与那原マリパークを利用する総数(有料施設以外の利用を含む。)

(2) 有料施設利用予定者数

有料施設等名	利用予定者数(等)	備考
①駐車場	310,000台	令和4年度実績
②シャワー	6,900人	令和4年度実績
③多目的広場	900時間	令和4年度実績
④軽スポーツ広場	90時間	令和4年度実績
⑤パークゴルフ場	14,000人	令和4年度実績
⑥照明設備	130時間	令和4年度実績

(3) 維持管理費

上記、有料施設の維持管理費について、下記費用を想定。(合計64,000千円)

有料施設等名	金額	備考
①駐車場	35,000,000円	管理業務に係る全ての費用を含む(例示額)
②シャワー	3,500,000円	管理業務に係る全ての費用を含む(例示額)
③多目的広場	5,000,000円	管理業務に係る全ての費用を含む(例示額)
④軽スポーツ広場	3,000,000円	管理業務に係る全ての費用を含む(例示額)
⑤パークゴルフ場	14,000,000円	管理業務に係る全ての費用を含む(例示額)
⑥照明設備	3,500,000円	管理業務に係る全ての費用を含む(例示額)

※上の維持管理費は例示額であり、実際の計算は申請書類の実施計画で計上した費用で計算することとなります。

2 利用料金の設定方法について

利用料金の額は、「西原・与那原マリパークの維持及び管理に必要な費用を有料施設等の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者がこれを定める。」(港湾管理条例第27条第2項)としています。

①駐車場

条例の規定により、駐車場の①維持管理費用を②駐車場利用予定台数で除して得た③金額の範囲内で利用料金を設定します。

①駐車場 維持管理費用 (例示額)	②利用予定台数 (固定値)	③利用料金上限 ①/②	④利用料金 ③≥④ 申請者が設定	想定収入 ②×④
35,000,000円	310,000台	116円	100円(例示)	31,000,000円

②シャワー

条例の規定により、シャワーの①維持管理費用を②利用者数で除して得た③金額の範囲内で利用料金を設定します。

①シャワー 維持管理費用 (例示額)	②利用者数 (固定値)	③利用料金上限 ①/②	④利用料金 ③≥④ 申請者が設定	想定収入 ②×④
3,500,000円	6,900人	507円	300円(例示)	2,070,000円

③多目的広場(2面)

条例の規定により、多目的広場の①維持管理費用を②利用時間数で除して得た③金額の範囲内で利用料金を設定します。

①多目的広場 維持管理費用 (例示額)	②利用時間数 (固定値)	③利用料金上限 ①/②	④利用料金 ③≥④ 申請者が設定	想定収入 ②×④
5,000,000円	900時間	5,555円	3,500円(例示)	3,150,000円

④軽スポーツ広場

条例の規定により、軽スポーツの①維持管理費用を②利用時間数で除して得た③金額の範囲内で利用料金を設定します。

①軽スポーツ 維持管理費用 (例示額)	②利用時間数 (固定値)	③利用料金上限 ①/②	④利用料金 ③≥④ 申請者が設定	想定収入 ②×④
3,000,000円	90時間	33,333円	2,500円(例示)	225,000円

⑤パークゴルフ場

条例の規定により、パークゴルフ場の①維持管理費用を②利用者数で除して得た③金額の範囲内で利用料金を設定します。

①パークゴルフ場 維持管理費用 (例示額)	②利用者数 (固定値)	③利用料金上限 ①/②	④利用料金 ③ \geq ④ 申請者が設定	想定収入 ② \times ④
14,000,000円	14,000人	1,000円	500円(例示)	7,000,000円

⑥照明設備(多目的広場2面)

条例の規定により、照明設備の①維持管理費用を②利用時間数で除して得た③金額の範囲内で利用料金を設定します。

①照明設備 維持管理費用 (例示額)	②利用時間数 (固定値)	③利用料金上限 ①/②	④利用料金 ③ \geq ④ 申請者が設定	想定収入 ② \times ④
3,500,000円	130時間	26,923円	7,000円(例示)	910,000円

3 令和5年度の利用料金

別紙のとおり。

各種料金表

占有管理費	☆ちびっこ広場 ★ピクニック広場 ☆砂浜 ★その他施設	利用人数	1～4時間	4時間以上
		1～100名未満	2,200円	4,400円
		101～200名未満	3,300円	6,600円
		201名以上	4,400円	8,800円
	東 屋	2,200円	4,400円	

取材 撮影	ニュース報道用	無料
	雑誌・企画番組・ラジオ	1時間 1,100円

加算金		1～4時間	4時間以上
	水道料金	1,100円	2,200円
	電気料金	2,200円	4,400円

有料施設	多目的広場	グラウンド	平日	土日祝
			2,200円/時間	3,300円/時間
		照明設備		5,500円/時間
	軽スポーツ広場			2,200円/時間
	シャワー			300円/5分
	ロッカー			300円/1回
	駐車場			無料/1日

各種 レンタル	ビーチバレー ビーチサッカー	1時間	550円
		ボールのみ(終日)	550円
	うきわ	550円	
	パラソル	550円	
	ビーチベッド	550円	
	サイドベンチ	2,200円	

沖繩県港湾管理条例

昭和47年5月15日 条例第55号
改正 令和5年3月31日 条例第2号

沖繩県港湾管理条例をここに公布する。

沖繩県港湾管理条例

目次

第1章 総則（第1条—第2条の2）

第2章 港湾施設の使用等

第1節 行為の禁止等（第3条—第5条の3）

第2節 入出港届等（第6条・第6条の2）

第3節 施設の使用許可等（第7条—第15条）

第3章 指定管理者による管理

第1節 通則（第16条—第21条）

第2節 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの管理（第22条—第24条）

第3節 西原・与那原マリパークの管理（第25条—第30条）

第4章 事務処理の特例（第31条）

第5章 雑則（第32条）

第6章 罰則等（第33条—第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）の規定により、県が管理する港湾の利用及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 港湾区域 法第33条第2項において準用する法第4条第4項又は第8項の規定による同意

又は届出のあった区域をいう。

（2） 港湾隣接地域 法第37条第1項の規定により知事が指定する区域をいう。

（3） 港湾施設 法第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第6項の規定に基づき国土交通大

沖繩県港湾管理条例

臣が認定した施設であつて、県が管理するものをいう。

（4） 宜野湾港マリーナ 宜野湾港の港湾施設のうち、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

（5） 与那原マリーナ 中城湾港（西原与那原地区）の港湾施設のうち、知事が定める区域内にあるスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

（6） 西原・与那原マリパーク 中城湾港（西原与那原地区）の港湾施設のうち、知事が定める区域内にあるスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

（県管理港湾）

第2条の2 県が管理する港湾は、別表第1のとおりとする。

第2章 港湾施設の使用等

第1節 行為の禁止等

（行為の禁止等）

第3条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6号から第10号までに掲げる行為について知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

（1） 港湾区域内において、いかだ、竹木等を放置し、又は船舶の航行に支障若しくは支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（2） 係留施設において、その保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げ、又はみだりに貨物、牛馬車、畜類等を停滞させること。

（3） 港湾区域内又は港湾施設内において、じんかい、汚物、腐敗物等公衆衛生上有害と認められるものを投棄又は放置すること。

（4） 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）の規定に基づき知事が設定した制限区域に正当な理由なく立ち入ること。

（5） 前各号のほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。

（6） 爆発物その他危険物（港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（昭和54年運輸省告示第547号）に定めるものをいう。）を荷役するために、係留施設（当該専用供するものを除く。）を使用し、又は係留施設にこれらの物件を積載した船舶に係留すること。

（7） 係留施設に直接又は近接して船舶の係留に支障のあるものを係留すること。

沖繩県港湾管理条例

- (8) 係留施設以外の箇所に船舶を係留すること。
 - (9) 係留施設において、じんかい、汚物、腐敗物、悪臭を発するものその他公衆衛生上有害と認められるものを荷役すること。
 - (10) 人寄せをし、又は物品を販売すること。
- (港湾施設使用上の規制)

第4条 知事は、港湾施設の保全又は機能の確保のため必要があると認めるときは、その施設の使用を禁止し、又は制限することができる。

(放置物件の除去命令)

第5条 知事は、港湾区域内又は港湾施設内における放置物件が港湾の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(船舶の移動命令等)

第5条の2 知事は、港湾施設の利用の増進を図るために必要があると認めるときは、係留、停泊又は停留している船舶に対し離岸、転びよう又は移動を命ずることができる。

(関係書類の提示)

第5条の3 知事は、荷さばき施設若しくは保管施設を使用する貨物又は入港船舶について必要があると認めるときは、当該貨物の数量又は船舶のトン数その他必要な事項について当該使用者若しくは貨物取扱人又は船長に対し、関係書類の提示を求めることができる。

第2節 入出港届等

(入出港届)

第6条 船舶は、規則で定める港湾の港湾区域内に入港し、又は当該港湾区域内から出港しようとするときは、入港届又は出港届を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に指定した船舶については、この限りでない。

(港内営業の届出)

第6条の2 港湾施設において、次の各号に掲げる業を行おうとする者は、知事に届け出なければならない。

- (1) 港湾運送事業
- (2) 海上運送事業
- (3) 倉庫業
- (4) 引船業
- (5) 網取業

沖繩県港湾管理条例

- (6) 船舶給水業
- (7) 不用品等の回収業
- (8) 船内清掃業

第3節 施設の使用許可等

(施設の使用許可)

第7条 港湾施設（宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリナパークに係るもの）を除く。以下この節において同じ。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、その許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 知事は、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(占用料)

第8条の2 港湾区域内の水域（港湾法施行令（昭和26年政令第4号）で定めるその上空及び水底の区域を含む。）又は港湾隣接地域内の公共空地（以下「水域又は公共空地」という。）に係る法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可を受けた者は、別表第3に掲げる占用料を納入しなければならない。

2 前項の占用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(土砂採取料)

第8条の3 水域又は公共空地に係る法第37条第1項第2号に掲げる行為の許可を受けた者は、別表第4に掲げる土砂採取料を納入しなければならない。

2 前項の土砂採取料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。

(使用料等の減免)

第9条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料、占用料又は土砂採取料（以下「使用料等」という。）を減額又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

沖縄県港湾管理条例

第10条 既に納入した使用料等は、還付しない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(権利義務の承継等)

第12条 使用者について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により第7条第1項の許可に係る地位を承継した法人は、当該使用者の港湾施設に係る権利義務を承継する。

2 前項の規定により権利義務を承継した者は、その承継のあった日から起算して14日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その使用の許可の取消し、使用の制限、使用場所の変更、施設物の撤去又はその他必要な措置を命ずることができ。

16 (1) この条例（これに基づく規則を含む。以下この号において同じ。）又はこの条例に基づく知事の命令に違反したとき。

(2) 詐欺その他不正の行為により許可を受け、又は使用料の徴収を免れた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 港湾施設の工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 港湾施設の保全上著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(原状回復の義務等)

第14条 使用者は、港湾施設の使用を終わつたとき又は前条の規定により許可を取り消されたときは、自己の負担において、知事が指定する期日までに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第15条 使用者又はその代理人若しくはこれらの使用者の責めに帰すべき理由により、港湾施設を滅失又は毀損したときは、使用者は、知事が指定する期日までに当該港湾施設を原状に回復し、関係職員の検査を受けなければならない。ただし、知事が定める損害額を賠償したときは、この限りでない。

沖縄県港湾管理条例

第3章 指定管理者による管理

第1節 通則

(指定管理者による管理)

第16条 次に掲げる港湾施設（以下「指定管理港湾施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(1) 宜野湾港マリーナ

(2) 与那原マリーナ

(3) 西原・与那原マリன்பーク

(指定管理者の業務)

第17条 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの指定管理者は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第24条の規定により読み替えて適用される第7条の規定による使用の許可に関する業務、第24条の規定により読み替えて適用される第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する業務及び第24条の規定により読み替えて適用される第13条の規定による使用の許可の取消し等に関する業務

(2) 宜野湾港マリーナ又は与那原マリーナの維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、宜野湾港マリーナ又は与那原マリーナの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

2 西原・与那原マリன்பークの指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第26条の規定による利用の許可に関する業務、第30条の規定により読み替えて適用される第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する業務及び第30条の規定により読み替えて適用される第13条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務

(2) 第27条の規定による利用料金の收受に関する業務、第28条の規定による利用料金の減免に関する業務、第29条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務

(3) 西原・与那原マリன்பークの維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、西原・与那原マリன்பークの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

沖縄県港湾管理条例

第18条 第16条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第19条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に指定管理港湾施設の管理を行うことができると認めると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

（1） 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。

（2） 事業計画書等の内容が、指定管理港湾施設の効用を最大限に發揮させるものであることととも、効率的な管理がなされるものであること。

（3） 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、指定管理港湾施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、宜野湾港マリナーナ、与那原マリナーナ及び西原・与那原マリナーナパーク指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

（運用委員会）

第19条の2 この条例の規定に基づき諮問に応じて調査審議を行わせるため、宜野湾港マリナーナ、与那原マリナーナ及び西原・与那原マリナーナパーク指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、指定管理港湾施設に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う指定管理港湾施設の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。

4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

沖縄県港湾管理条例

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（指定管理者の指定等の告示）

第20条 知事は、第19条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

（事業報告書の提出）

第21条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

第2節 宜野湾港マリナーナ及び与那原マリナーナの管理

（休港日）

第22条 宜野湾港マリナーナ及び与那原マリナーナの休港日は、次に掲げるとおりとする。

（1） 火曜日

（2） 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休港日を臨時に変更することができる。

（使用時間）

第23条 宜野湾港マリナーナ及び与那原マリナーナの使用時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（1） 4月1日から10月31日までの期間 午前8時から午後6時30分まで

（2） 前号の期間以外の期間 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

（施設の使用許可等）

第24条 第2章第3節（第8条の2及び第8条の3を除く。）の規定は、宜野湾港マリナーナ及び与那原マリナーナの管理について適用する。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、宜野湾港マリナーナにあつては同表の第3欄に、与那原マリナーナにあつては同表の第4欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

沖縄県港湾管理条例

第7条第1項	港湾施設（宜野湾港マリーナ、与那原マリーナ及び西原・与那原マリンパークに係るものを除く。以下この節において同じ。）	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第7条第2項	知事	指定管理者	指定管理者
第7条第3項	知事	指定管理者	指定管理者
第8条第1項	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第8条第2項	前条第1項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第9条	別表第2	別表第5	別表第6
第10条	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第11条	使用料等	使用料	使用料
第12条	使用料、占有料又は土砂採取料（以下「使用料等」という。）	使用料	使用料
第13条	使用料等	使用料	使用料
第14条	使用料等	使用料	使用料
第15条	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設

沖縄県港湾管理条例

第12条第2項	前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項	第24条の規定により読み替えて適用される前項
第13条第1項	知事	指定管理者	指定管理者
第13条第2項各号列記以外の部分	知事	指定管理者	指定管理者
第13条第3項第1号及び第2号	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第14条	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設
第15条	前条	第24条の規定により読み替えて適用される前条	第24条の規定により読み替えて適用される前条
	港湾施設	宜野湾港マリーナの港湾施設	与那原マリーナの港湾施設

第3節 西原・与那原マリンパークの管理

(利用期間及び利用時間)

第25条 西原・与那原マリンパークの次の表の左欄に掲げる施設及び設備（以下「有料施設等」という。）の利用期間及び利用時間は、それぞれ同表の中欄に掲げる利用期間及び同表の右欄に掲げる利用時間のとおりとする。

有料施設等名	利用期間	利用時間
駐車場	1月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後10時まで
陸置場	1月1日から12月31日まで	午前0時から午後12時まで。ただし、入場し、又は出場できる時間は、午前8時（11月1日から翌年の3月31日までの期間は、午前9時）から午後6時30分（11月1日から翌年の3月31日までの期間は、午後5時）まで
係留施設		

沖縄県港湾管理条例

シャワー	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後8時まで
多目的広場	1月1日から12月31日まで（火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日の後日において最も近い休日でない日）を除く。）	午前8時30分から午後10時まで
軽スポーツ広場		
パークゴルフ場		
照明設備		午後6時から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、前項の利用期間及び利用時間を臨時に変更することができる。

(利用許可)

第26条 西原・与那原マリンパークの有料施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

19

2 指定管理者は、有料施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第27条 利用者は、有料施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の利用料金の額は、西原・与那原マリンパークの維持及び管理に必要な費用を有料施設等の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者がこれを定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

5 第1項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第28条 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免

沖縄県港湾管理条例

除することができる。

(利用料金の返還)

第29条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利の譲渡等の禁止等)

第30条 第11条から第15条までの規定は、利用者について適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条	使用者	第26条第1項の利用者（以下「利用者」という。）
	港湾施設	西原・与那原マリンパークの港湾施設
	使用する	利用する
第12条第1項	使用者	利用者
	第7条第1項	第26条第1項
	港湾施設	西原・与那原マリンパークの港湾施設
第12条第2項	前項	第30条の規定により読み替えて適用される前項
	知事	指定管理者
第13条の見出し	使用許可	利用許可
第13条第1項各号列記以外の部分	知事	指定管理者
	使用者	利用者
	使用の許可	利用の許可
	使用の制限	利用の制限
	使用場所	利用場所
第13条第1項第1号	知事	指定管理者
第13条第1項第2号	使用料	利用料金
第13条第2項各	知事	指定管理者

沖繩県港湾管理条例

号列記以外の部分	使用者 前項	利用者 第30条の規定により読み替えて適用される前項
第13条第2項第1号及び第2号	港湾施設	西原・与那原マリナーパークの港湾施設
第14条	使用者 港湾施設の使用を終わったとき 前条	利用者 西原・与那原マリナーパークの港湾施設の利用を終わったとき 第30条の規定により読み替えて適用される前条
第15条	使用者 港湾施設	利用者 西原・与那原マリナーパークの港湾施設

第4章 事務処理の特例

第31条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づき事務のうち、次の表の左欄に掲げる港湾又は港湾施設に係る同表の右欄に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ当該港湾又は港湾施設の所在市町村が処理することとする。

港湾又は港湾施設	事務
前泊港 野甫港 仲田港 内花港 奥港 古宇利港	1 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
伊江港 本都町に所在する水納港 本部港 (浜崎地区及び瀬底地区) 金武湾港 (金武地区、並里地区、伊芸地区及び屋嘉地区) 金武湾港 (石川地区、天願地区、屋慶名地区、平安座南地区、宮城地区、伊計地区、浜地区及び比嘉地区) 中城湾港 (津堅地区及びアギ浜地区) 中城湾港 (熱田地区) 中城湾港 (西原与那原地区 (西原町の区域内に所在する西原・与那原マリナーパーク以外の港湾施設)) 中城湾港 (馬天地区、仲伊保地区及び安座真地区) 徳仁港 兼城港 粟国港 渡嘉敷港 座間味港 安護の浦港 慶留間港 北大東港 南大東	2 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務 3 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務 4 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務 5 1から4までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づき事務であって、別に規則で定めるもの

沖繩県港湾管理条例

港 来間・前浜港 長山港 多良間港 多良間村に所在する水納港 白浜港 上地港 竹富東港 黒島港 小浜港 鳩間港 船浦港 仲間港 船浮港 祖納港

2 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づき事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、運天港にあっては今帰仁村が、本部港 (渡久地地区及び本部地区) に限り、本部港立体駐車場を除く。) にあっては本部町が処理することとする。

- (1) 第3条第6号から第10号までに掲げる行為の許可に関する事務
- (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
- (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務
- (4) 第5条の2に規定する船舶に対する移動命令等に関する事務
- (5) 第5条の3に規定する関係書類の提示に関する事務
- (6) 第6条の入港届又は出港届の受理に関する事務
- (7) 第6条の2の規定による港内営業の届出の受理に関する事務
- (8) 第7条に規定する港湾施設 (港湾施設用地、旅客施設及び事務所を除く。) の使用許可に関する事務
- (9) 第8条に規定する使用料 (港湾施設用地、旅客施設及び事務所に係る使用料を除く。) の徴収に関する事務
- (10) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (11) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (12) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (13) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づき事務であって、別に規則で定めるもの

3 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づき事務のうち、本部港 (本部港立体駐車場に限る。) に係る次に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、伊江村が処理することとする。

- (1) 第3条第10号に規定する行為の許可に関する事務
- (2) 第4条に規定する港湾施設の使用の禁止又は制限に関する事務
- (3) 第5条に規定する放置物件の除去命令に関する事務

沖繩県港湾管理条例

- (4) 第7条に規定する港湾施設の使用許可に関する事務
- (5) 第8条に規定する使用料の徴収に関する事務
- (6) 第12条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関する事務
- (7) 第13条に規定する使用許可の取消し等に関する事務
- (8) 第14条に規定する原状回復の検査等に関する事務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づき事務であって、別に規則で定めるもの

第5章 雑則

(規則への委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則等

(罰則)

第33条 第3条、第7条第1項（第24条において適用する場合を含む。）、第15条（第24条及び第30条において適用する場合を含む。）若しくは第26条第1項の規定に違反し、又は第5条、第5条の2若しくは第13条（第24条及び第30条において適用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第34条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(過怠金)

第35条 詐偽その他不正の行為により占用料又は土砂採取料の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事は、第8条（第24条において適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる港湾以外の港湾の港湾施設の利用者からは、使用料を徴収しないことができる。
 - (1) 運天港
 - (2) 本部港（渡久地地区及び本部地区に係る部分に限る。)
 - (3) 宜野湾港
 - (4) 中城湾港（新港地区及び西原与那原地区のうち与那原マリーナに係る部分に限る。)

沖繩県港湾管理条例

3 この条例の施行の際現に港湾施設の使用の許可を受けている者は、この条例の規定による許可を受けた者とみなす。

附 則（昭和48年3月29日条例第42号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月24日条例第80号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和49年3月29日条例第9号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年7月9日条例第39号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日条例第11号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、別表第1中城湾港の項の改正規定中佐敷町に係る部分は、同年6月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日条例第7号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月16日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日条例第20号）

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日条例第8号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第10条及び附則第4項の規定は平成元年5月1日から、第13条の規定は平成元年10月1日から施行する。
- 4 第10条の規定による改正後の沖繩県港湾管理条例の規定は、平成元年5月1日以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、同日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年7月11日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

沖繩県港湾管理条例

附 則 (平成2年3月31日条例第12号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月31日条例第9号)

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則 (平成5年12月22日条例第31号)

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日条例第14号)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月31日条例第10号)

1 この条例は、平成8年5月1日から施行する。ただし、第16条及び別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成8年5月1日以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、同日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年5月20日条例第12号)

この条例は、平成9年6月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第47号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月27日条例第73号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則 (平成13年7月12日条例第36号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成13年9月1日から施行する。

2 改正後の別表第3の規定は、平成13年9月1日以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、同日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月30日条例第11号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

17/39

沖繩県港湾管理条例

附 則 (平成16年3月25日条例第18号)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成16年5月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、平成16年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日の前日までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年12月28日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年7月26日条例第39号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月26日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 別表第1の改正規定及び別表第6の改正規定(「(第15条の3関係)」を「(第24条関係)」に改める部分を除く。) 平成18年1月1日

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の沖繩県港湾管理条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖繩県港湾管理条例(以下「改正後の条例」という。)中相当する規定があるものは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(準備行為)

3 改正後の条例第19条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前においても、改正後の条例第18条から第20条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成18年3月31日条例第26号)

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月24日条例第48号)

18/39

沖繩県港湾管理条例

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の沖繩県港湾管理条例の規定によりされた渡久地港、浜崎港、本部港又は瀬底港に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の沖繩県港湾管理条例の規定によりされた本部港の渡久地地区、浜崎地区、本部地区又は瀬底地区に係る処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成18年10月27日条例第62号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に改正前の沖繩県港湾管理条例 (以下「改正前の条例」という。) の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後の沖繩県港湾管理条例 (以下「改正後の条例」という。) 中相当する規定があるものは、改正後の条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

23

- 3 この条例の施行前に改正前の条例の規定により使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 改正後の条例第19条の規定による西原マリンパークの指定管理者の指定及び改正後の条例第27条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第18条から第20条まで及び第27条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成19年3月30日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の沖繩県港湾管理条例の規定によりされた普天間港又は前泊港 (多良間村に所在する前泊港をいう。) に係る処分、手続その他の行為は、それぞれ

沖繩県港湾管理条例

この条例による改正後の沖繩県港湾管理条例の規定によりされた多良間港の普天間地区又は前泊地区に係る処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成24年8月3日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の条例第19条の規定による西原・与那原マリンパークの指定管理者の指定及び改正後の条例第27条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第18条から第20条まで及び第27条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成24年12月26日条例第93号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年5月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の別表第2、別表第4及び別表第5の規定は、平成26年5月1日以後に受ける使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料について適用し、同日の前日までに受けた使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年7月17日条例第42号)

この条例は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月27日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の沖繩県港湾管理条例 (以下「改正後の条例」という。) 第19条の規定による与那原マリナーナの指定管理者の指定及びこれに關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第18条から第20条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成29年10月31日条例第26号)

沖縄県港湾管理条例

この条例は、平成29年12月1日から施行する。ただし、別表第6中第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第2及び別表第4から別表第6までの規定は、この条例の施行の日以後に受ける使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料について適用し、同日の前日までに受けた使用又は行為の許可に係る使用料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

24

附 則（令和元年12月27日条例第56号）

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第5条の2、第12条、第14条から第16条まで、第19条、第23条、第30条、別表第1及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

（令和元年12月規則第71号で、同2年2月1日から施行）

附 則（令和5年3月31日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

港湾名	所在地
前泊港	伊平屋村
野甫港	伊平屋村
仲田港	伊是名村
内花港	伊是名村
奥港	国頭村

沖縄県港湾管理条例

塩屋港	大宜味村
古宇利港	今帰仁村
運天港	今帰仁村 名護市
伊江港	伊江村
水納港	本部町
本部港	本部町
金武湾港	宜野座村 金武町 うるま市
中城湾港	うるま市 沖繩市 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南城市
宜野湾港	宜野湾市
徳仁港	南城市
兼城港	久米島町
粟国港	粟国村
渡嘉敷港	渡嘉敷村
座間味港	座間味村
安護の浦港	座間味村
慶留間港	慶留間村
北大東港	北大東村
南大東港	南大東村
来間・前浜港	宮古島市
長山港	宮古島市
多良間港	多良間村
水納港	多良間村
白浜港	竹富町
租納港	竹富町
上地港	竹富町
竹富東港	竹富町
黒島港	竹富町
小浜港	竹富町
鳩間港	竹富町

沖縄県港湾管理条例

船浦港	竹富町
仲間港	竹富町
船浮港	竹富町
祖納港	与那国町

別表第2 (第8条関係)

宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナ以外の港湾施設の使用料

種別	区分	単位	使用料
係留施設 使用料	旅客定期航路船舶のうち外航係留1回(継続するものは、船舶(総トン数20トン以上の24時間までを1回とする。)) 船舶(総トン数1トンにつき)		2円
	旅客定期航路船舶のうち内航係留1回(継続するものは、船舶(総トン数20トン以上の24時間までを1回とする。)) 船舶(総トン数1トンにつき)		2.20円
	旅客定期航路船舶以外の船舶係留1回(継続するものは、ののうち外航船舶(総トン数20時間までを1回とする。)) トン以上の船舶)		4円
	旅客定期航路船舶以外の船舶係留1回(継続するものは、ののうち内航船舶(総トン数20時間までを1回とする。)) トン以上の船舶)		4.40円
給電設備使用料		1時間につき	221円
荷さばき地使用料	(1) 貨物搬入の日から15日以内 1平方メートルにつき		5.50円(ただし、初日は無料)
	(2) 貨物搬入の日から16日以降 1平方メートルにつき		11.00円
野積場使用料	一般使用	(1) 貨物搬入の日から15日以内 1時間につき	4.40円

沖縄県港湾管理条例

種別	区分	単位	使用料
上屋使用料	専用使用	1平方メートル1月につき	110円
	一般使用	(1) 貨物搬入の日から15日以内 1平方メートルにつき	9.90円
		(2) 貨物搬入の日から16日以降 1平方メートルにつき	19.80円
	専用使用	1平方メートル1月につき	297.00円
港湾施設用地使用料	電柱、鉄柱、広告塔その他この沖縄県道路占用料徴収条例(昭和47年沖縄県令第21号)別表に定める単位及び額によりに類するものの敷設用地とする。		
	及び地下埋設物の敷設用地として使用する場合		
旅客施設及び事務所使用料	港湾機能施設用地その他	1平方メートル1月につき	沖縄県行政財産使用料条例(昭和47年沖縄県令第68号)第2条に定める基準により、その都度知事が定める。
		1平方メートル1月につき	
港湾環境整備施設使用料	一般	一面1時間につき	320円
	庭球場使用料 児童・生徒	一面1時間につき	160円
照明設備使用料		1時間につき	420円

沖縄県港湾管理条例

多目的 広場使 用料	2 時間につき	550円
	1 時間につき	1,680円
シャワ ー使用 料	1 回 3 分につき	100円
	給水量 1 立方メートルにつき	49.50円に水道 料金を加算し た額
給水施設使用料	1 時間につき	27,800円
移動式荷役機械使 用料	普通駐車 (普通自動車に限 る。)	100円 (使用時 間が 6 時間を 超え 24 時間ま での場合に あつては、700 円)
	定期駐車券による駐車 (普通 自動車に限る。)	3,100円

備考

- 1 時間、日、重量、容積又は面積を単位とする場合に、それぞれの単位に満たないときは、切り上げる。
- 2 専用使用以外の月を単位とする場合における15日以下の使用に係る使用料の額は、それぞれに定める額の半額とする。
- 3 船舶の係留時間は、係留した時刻から離岸した時刻までとする。
- 4 荷さばき地、野積場又は上屋の使用日数は、貨物搬入の日から起算し、貨物搬出の日までとする。
- 5 「旅客定期航路船舶」とは、海上運送法 (昭和24年法律第187号) 第 2 条第 4 項に規定する旅客定期航路事業に供する船舶をいう。

沖縄県港湾管理条例

- 6 「外航船舶」とは消費税法施行令 (昭和63年政令第360号) 第17条第 2 項第 3 号に規定する船舶をいい、「内航船舶」とは外航船舶以外の船舶をいう。
- 7 「専用使用」とはその施設を 1 月以上の期間を定めて特定の者の使用に供することをいい、「一般使用」とは専用使用以外の使用をいう。
- 8 「児童・生徒」とは小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般」とは就学前の幼児及び児童・生徒を除いた者をいう。
- 9 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号) に規定する普通自動車をいう。
- 10 本部港立体駐車場の使用時間が24時間を超える場合には、24時間ごとにこの表に掲げる本部港立体駐車場使用料 (普通駐車に限る。) の額を算出し、これらの額を合算した額とする。

別表第 3 (第 8 条の 2 関係)

占用料

種別	単位	金額
栈橋、係船場	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	120円
	1 本 1 年につき	100円
係船くい	1 基 1 年につき	300円
電柱 (支柱、支線、その他の柱類を含む。)	1 本 1 年につき	700円
鉄塔	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	700円
	直径 30 センチメートル未満のもの	60円
ひ管等埋架 設物 (開き よ水路を含 む。)	直径 30 センチメートル以上 1 メートル未満のもの	200円
	直径 1 メートル以上のもの	300円
通路、通路橋	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	60円
	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	125円

沖縄県港湾管理条例

材料置場、作業現場、仮小屋	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	125円
物置場、物干場	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	72円
広告板、広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	1,570円
貸ポート置場	1 隻 1 年につき	530円
漁業用工作物	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	20円
耕作地、採草地	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	7円
宅地	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	118円
各種調査のための施設	占有面積 1 平方メートル 1 年につき	330円

備考

- この表の種別により難しいもの又はこの表の種別でないものについては、この表の類似の種別によりその都度知事が定める。
- 面積が 1 平方メートルに満たない場合又は面積に 1 平方メートル未満の端数がある場合には、その満たない面積又はその端数の面積については、1 平方メートルとして計算する。
- 長さが 1 メートルに満たない場合又は長さに 1 メートル未満の端数がある場合には、その満たない長さ又はその端数の長さについては、1 メートルとして計算する。
- 占用の期間が 1 年に満たない場合又は占用の期間に 1 年未満の端数がある場合には、その満たない期間又はその端数の期間については、月割で計算する。この場合において、1 月未満の端数があるときは、その端数は 1 月として計算する。
- 1 件の占有料の額が 100円に満たない場合は、100円とする。

別表第 4 (第 8 条の 3 関係)

土砂採取料	種別	単位	金額
-------	----	----	----

沖縄県港湾管理条例

泥土	1 立方メートルにつき	23円
土砂	1 立方メートルにつき	112円
砂	1 立方メートルにつき	128円
砂利	1 立方メートルにつき	128円
栗石 (直径 5 センチメートル以上 15 センチメートル未満のもの)	1 立方メートルにつき	151円
玉石 (直径 15 センチメートル以上 20 センチメートル未満のもの)	1 立方メートルにつき	59円
転石	直径 20 センチメートル以上 50 センチメートル未満のもの	72円
	直径 50 センチメートル以上 1 メートル未満のもの	98円
	直径 1 メートル以上のもの	112円

備考

- この表の種別により難しいもの又はこの表の種別でないものについては、この表の類似の種別によりその都度知事が定める。
- 採取の数量が 1 立方メートルに満たない場合又は採取の数量に 1 立方メートル未満の端数がある場合には、その満たない数量又はその端数の数量については、1 立方メートルとして計算する。
- 転石を庭石として採取する場合は、この表の転石の種別に応じ、同表の金額の欄に掲げる金額の 10 倍の額とする。

別表第 5 (第 24 条関係)

宜野湾港マリナーズの港湾施設の使用料

- 浮桟橋、物揚場及び陸置場 (ディンギー型ヨット及び水上オートバイの陸置場を除く。) 使用料

単位	区分	使用料					
		艇長 5 メートル未満のもの	艇長 5 メートル以上 6 メートル未満のもの	艇長 6 メートル以上 7 メートル未満のもの	艇長 7 メートル以上 8 メートル未満のもの	艇長 8 メートル以上 9 メートル未満のもの	艇長 9 メートル以上 10 メートル未満のもの

沖縄県港湾管理条例

使用期間が1月未満の場合 1艇1日につき	陸置	702円	トル未満のもの 849円	トル未満のもの 997円	トル未満のもの 1,144円	トル未満のもの 1,292円	トル以下 のもの 1,439円	トル未満のもの 1,439円に10メートルを超える1メートルまでごとに147円を加算した額
使用期間が1年以上1年未満の場合 1艇につき	海上係留	856円	トル未満のもの 1,024円	トル未満のもの 1,191円	トル未満のもの 1,359円	トル未満のもの 1,528円	トル未満のもの 1,695円	トル未満のもの 1,695円に10メートルを超える1メートルまでごとに168円を加算した額
使用期間が1年以上1年未満の場合 1艇1日につき	陸置	14,054円	トル未満のもの 17,001円	トル未満のもの 19,946円	トル未満のもの 22,894円	トル未満のもの 25,840円	トル未満のもの 28,786円	トル未満のもの 28,786円に10メートルを超える1メートルまでごとに1,946円を加算した額
使用期間が1年以上1年未満の場合 1艇1日につき	海上係留	17,132円	トル未満のもの 20,488円	トル未満のもの 23,846円	トル未満のもの 27,203円	トル未満のもの 30,560円	トル未満のもの 33,918円	トル未満のもの 33,918円に10メートルを超える1メートルまでごとに3,358円を加算した額
使用期間が1年以上1年未満の場合 1艇1日につき	陸置	146,651円	トル未満のもの 177,397円	トル未満のもの 208,143円	トル未満のもの 238,889円	トル未満のもの 269,635円	トル未満のもの 300,382円	トル未満のもの 300,382円に10メートルを超える1メートル

沖縄県港湾管理条例

1艇につき								トル未満のもの 30,746円を加算した額
海上係留	178,761円	213,794円	248,829円	283,864円	318,897円	353,932円	388,967円	トル未満のもの 388,967円に10メートルを超える1メートルまでごとに35,035円を加算した額

2 デインギー型ヨットの陸置場使用料

単位	使用料		
	艇長3メートル未満のもの	艇長3メートル以上5メートル未満のもの	艇長5メートル以上のもの
使用期間が1月未満の場合 1艇1日につき	275円	385円	550円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1艇1月につき	2,750円	3,850円	5,500円
使用期間が1年の場合 1艇につき	27,500円	38,500円	55,000円

3 水上オートバイの陸置場使用料

単位	使用料
使用期間が1月未満の場合 1艇1日につき	440円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1艇1月につき	9,120円
使用期間が1年の場合 1艇につき	95,210円

4 船舶上下架設の使用料

使用料											
単位	艇長										
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18

沖縄県港湾管理条例

5メ	1,950円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,830円	2,940円	3,050円	3,160円	3,270円	3,380円	3,490円	3,600円	3,710円	3,820円	3,930円	4,040円	4,150円	4,260円	4,370円	4,480円	4,590円	4,700円	4,810円	4,920円	5,030円	5,140円	5,250円	5,360円	5,470円	5,580円	5,690円	5,800円	5,910円	6,020円	6,130円	6,240円	6,350円	6,460円	6,570円	6,680円	6,790円	6,900円	7,010円	7,120円	7,230円	7,340円	7,450円	7,560円	7,670円	7,780円	7,890円	8,000円	8,110円	8,220円	8,330円	8,440円	8,550円	8,660円	8,770円	8,880円	8,990円	9,100円	9,210円	9,320円	9,430円	9,540円	9,650円	9,760円	9,870円	9,980円	10,090円	10,200円	10,310円	10,420円	10,530円	10,640円	10,750円	10,860円	10,970円	11,080円	11,190円	11,300円	11,410円	11,520円	11,630円	11,740円	11,850円	11,960円	12,070円	12,180円	12,290円	12,400円	12,510円	12,620円	12,730円	12,840円	12,950円	13,060円	13,170円	13,280円	13,390円	13,500円	13,610円	13,720円	13,830円	13,940円	14,050円	14,160円	14,270円	14,380円	14,490円	14,600円	14,710円	14,820円	14,930円	15,040円	15,150円	15,260円	15,370円	15,480円	15,590円	15,700円	15,810円	15,920円	16,030円	16,140円	16,250円	16,360円	16,470円	16,580円	16,690円	16,800円	16,910円	17,020円	17,130円	17,240円	17,350円	17,460円	17,570円	17,680円	17,790円	17,900円	18,010円	18,120円	18,230円	18,340円	18,450円	18,560円	18,670円	18,780円	18,890円	19,000円	19,110円	19,220円	19,330円	19,440円	19,550円	19,660円	19,770円	19,880円	19,990円	20,100円	20,210円	20,320円	20,430円	20,540円	20,650円	20,760円	20,870円	20,980円	21,090円	21,200円	21,310円	21,420円	21,530円	21,640円	21,750円	21,860円	21,970円	22,080円	22,190円	22,300円	22,410円	22,520円	22,630円	22,740円	22,850円	22,960円	23,070円	23,180円	23,290円	23,400円	23,510円	23,620円	23,730円	23,840円	23,950円	24,060円	24,170円	24,280円	24,390円	24,500円	24,610円	24,720円	24,830円	24,940円	25,050円	25,160円	25,270円	25,380円	25,490円	25,600円	25,710円	25,820円	25,930円	26,040円	26,150円	26,260円	26,370円	26,480円	26,590円	26,700円	26,810円	26,920円	27,030円	27,140円	27,250円	27,360円	27,470円	27,580円	27,690円	27,800円	27,910円	28,020円	28,130円	28,240円	28,350円	28,460円	28,570円	28,680円	28,790円	28,900円	29,010円	29,120円	29,230円	29,340円	29,450円	29,560円	29,670円	29,780円	29,890円	30,000円	30,110円	30,220円	30,330円	30,440円	30,550円	30,660円	30,770円	30,880円	30,990円	31,100円	31,210円	31,320円	31,430円	31,540円	31,650円	31,760円	31,870円	31,980円	32,090円	32,200円	32,310円	32,420円	32,530円	32,640円	32,750円	32,860円	32,970円	33,080円	33,190円	33,300円	33,410円	33,520円	33,630円	33,740円	33,850円	33,960円	34,070円	34,180円	34,290円	34,400円	34,510円	34,620円	34,730円	34,840円	34,950円	35,060円	35,170円	35,280円	35,390円	35,500円	35,610円	35,720円	35,830円	35,940円	36,050円	36,160円	36,270円	36,380円	36,490円	36,600円	36,710円	36,820円	36,930円	37,040円	37,150円	37,260円	37,370円	37,480円	37,590円	37,700円	37,810円	37,920円	38,030円	38,140円	38,250円	38,360円	38,470円	38,580円	38,690円	38,800円	38,910円	39,020円	39,130円	39,240円	39,350円	39,460円	39,570円	39,680円	39,790円	39,900円	40,010円	40,120円	40,230円	40,340円	40,450円	40,560円	40,670円	40,780円	40,890円	41,000円	41,110円	41,220円	41,330円	41,440円	41,550円	41,660円	41,770円	41,880円	41,990円	42,100円	42,210円	42,320円	42,430円	42,540円	42,650円	42,760円	42,870円	42,980円	43,090円	43,200円	43,310円	43,420円	43,530円	43,640円	43,750円	43,860円	43,970円	44,080円	44,190円	44,300円	44,410円	44,520円	44,630円	44,740円	44,850円	44,960円	45,070円	45,180円	45,290円	45,400円	45,510円	45,620円	45,730円	45,840円	45,950円	46,060円	46,170円	46,280円	46,390円	46,500円	46,610円	46,720円	46,830円	46,940円	47,050円	47,160円	47,270円	47,380円	47,490円	47,600円	47,710円	47,820円	47,930円	48,040円	48,150円	48,260円	48,370円	48,480円	48,590円	48,700円	48,810円	48,920円	49,030円	49,140円	49,250円	49,360円	49,470円	49,580円	49,690円	49,800円	49,910円	50,020円	50,130円	50,240円	50,350円	50,460円	50,570円	50,680円	50,790円	50,900円	51,010円	51,120円	51,230円	51,340円	51,450円	51,560円	51,670円	51,780円	51,890円	52,000円	52,110円	52,220円	52,330円	52,440円	52,550円	52,660円	52,770円	52,880円	52,990円	53,100円	53,210円	53,320円	53,430円	53,540円	53,650円	53,760円	53,870円	53,980円	54,090円	54,200円	54,310円	54,420円	54,530円	54,640円	54,750円	54,860円	54,970円	55,080円	55,190円	55,300円	55,410円	55,520円	55,630円	55,740円	55,850円	55,960円	56,070円	56,180円	56,290円	56,400円	56,510円	56,620円	56,730円	56,840円	56,950円	57,060円	57,170円	57,280円	57,390円	57,500円	57,610円	57,720円	57,830円	57,940円	58,050円	58,160円	58,270円	58,380円	58,490円	58,600円	58,710円	58,820円	58,930円	59,040円	59,150円	59,260円	59,370円	59,480円	59,590円	59,700円	59,810円	59,920円	60,030円	60,140円	60,250円	60,360円	60,470円	60,580円	60,690円	60,800円	60,910円	61,020円	61,130円	61,240円	61,350円	61,460円	61,570円	61,680円	61,790円	61,900円	62,010円	62,120円	62,230円	62,340円	62,450円	62,560円	62,670円	62,780円	62,890円	63,000円	63,110円	63,220円	63,330円	63,440円	63,550円	63,660円	63,770円	63,880円	63,990円	64,100円	64,210円	64,320円	64,430円	64,540円	64,650円	64,760円	64,870円	64,980円	65,090円	65,200円	65,310円	65,420円	65,530円	65,640円	65,750円	65,860円	65,970円	66,080円	66,190円	66,300円	66,410円	66,520円	66,630円	66,740円	66,850円	66,960円	67,070円	67,180円	67,290円	67,400円	67,510円	67,620円	67,730円	67,840円	67,950円	68,060円	68,170円	68,280円	68,390円	68,500円	68,610円	68,720円	68,830円	68,940円	69,050円	69,160円	69,270円	69,380円	69,490円	69,600円	69,710円	69,820円	69,930円	70,040円	70,150円	70,260円	70,370円	70,480円	70,590円	70,700円	70,810円	70,920円	71,030円	71,140円	71,250円	71,360円	71,470円	71,580円	71,690円	71,800円	71,910円	72,020円	72,130円	72,240円	72,350円	72,460円	72,570円	72,680円	72,790円	72,900円	73,010円	73,120円	73,230円	73,340円	73,450円	73,560円	73,670円	73,780円	73,890円	74,000円	74,110円	74,220円	74,330円	74,440円	74,550円	74,660円	74,770円	74,880円	74,990円	75,100円	75,210円	75,320円	75,430円	75,540円	75,650円	75,760円	75,870円	75,980円	76,090円	76,200円	76,310円	76,420円	76,530円	76,640円	76,750円	76,860円	76,970円	77,080円	77,190円	77,300円	77,410円	77,520円	77,630円	77,740円	77,850円	77,960円	78,070円	78,180円	78,290円	78,400円	78,510円	78,620円	78,730円	78,840円	78,950円	79,060円	79,170円	79,280円	79,390円	79,500円	79,610円	79,720円	79,830円	79,940円	80,050円	80,160円	80,270円	80,380円	80,490円	80,600円	80,710円	80,820円	80,930円	81,040円	81,150円	81,260円	81,370円	81,480円	81,590円	81,700円	81,810円	81,920円	82,030円	82,140円	82,250円	82,360円	82,470円	82,580円	82,690円	82,800円	82,910円	83,020円	83,130円	83,240円	83,350円	83,460円	83,570円	83,680円	83,790円	83,900円	84,010円	84,120円	84,230円	84,340円	84,450円	84,560円	84,670円	84,780円	84,890円	85,000円	85,110円	85,220円	85,330円	85,440円	85,550円	85,660円	85,770円	85,880円	85,990円	86,100円	86,210円	86,320円	86,430円	86,540円	86,650円	86,760円	86,870円	86,980円	87,090円	87,200円	87,310円	87,420円	87,530円	87,640円	87,750円	87,860円	87,970円	88,080円	88,190円	88,300円	88,410円	88,520円	88,630円	88,740円	88,850円	88,960円	89,070円	89,180円	89,290円	89,400円	89,510円	89,620円	89,730円	89,840円	89,950円	90,060円	90,170円	90,280円	90,390円	90,500円	90,610円	90,720円	90,830円	90,940円	91,050円	91,160円	91,270円	91,380円	91,490円	91,600円	91,710円	91,820円	91,930円	92,040円	92,150円	92,260円	92,370円	92,480円	92,590円	92,700円	92,810円	92,920円	93,030円	93,140円	93,250円	93,360円	93,470円	93,580円	93,690円	93,800円	93,910円	94,020円	94,130円	94,240円	94,350円	94,460円	94,570円	94,680円	94,790円	94,900円	95,010円	95,120円	95,230円	95,340円	95,450円	95,560円	95,670円	95,780円	95,890円	96,000円	96,110円	96,220円	96,330円	96,440円	96,550円	96,660円	96,770円	96,880円	96,990円	97,100円	97,210円	97,320円	97,430円	97,540円	97,650円	97,760円	97,870円	97,980円	98,090円	98,200円	98,310円	98,420円	98,530円	98,640円	98,750円	98,860円	98,970円	99,080円	99,190円	99,300円	99,410円	99,520円	99,630円	99,740円	99,850円	99,960円	100,070円	100,180円	100,290円	100,400円	100,510円	100,620円	100,730円	100,840円	100,950円	101,060円	101,170円	101,280円	101,390円	101,500円	101,610円	101,720円	101,830円	101,940円	102,050円	102,160円	102,270円	102,380円	102,490円	102,600円	102,710円	102,820円	102,930円	103,040円	103,150円	103,260円	103,370円	103,480円	103,590円	103,700円	103,810円	103,920円	104,030円	104,140円	104,250円	104,360円	104,470円	104,580円	104,690円	104,800円	104,910円	105,020円	105,130円	105,240円	105,350円	105,460円	105,570円	105,680円	105,790円	105,900円	106,010円	10
----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----

沖縄県港湾管理条例

別表第2の備考1に規定する特殊小型船舶をいう。

- 5 「原動機付自転車」、「自動二輪車」及び「普通自動車」とは、道路交通法施行規則に規定する原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車をいう。

別表第6（第24条関係）

与那原マリーナの港湾施設の使用料

- 1 浮桟橋、物揚場及び陸置場（デザイン型ヨット及び水上オートバイの陸置場を除く。）使用料

単区 位	使用料														
	艇長5 メートル未 満のもの	艇長5 メートル以 上7メー トル未 満のもの	艇長6 メートル以 上8メー トル未 満のもの	艇長7 メートル以 上9メー トル未 満のもの	艇長8 メートル以 上10メー トル未 満のもの	艇長9 メートル以 上11メー トル未 満のもの	艇長10 メートル以 上12メー トル未 満のもの	艇長11 メートル以 上13メー トル未 満のもの	艇長12 メートル以 上14メー トル未 満のもの	艇長13 メートル以 上15メー トル以 下の	艇長14 メートル以 上16メー トル以 下の	艇長15 メートル以 上17メー トル以 下の	艇長16 メートル以 上18メー トル以 下の	艇長17 メートル以 上19メー トル以 下の	艇長18 メートル以 上20メー トル以 下の
陸置	870円	1,030円	1,200円	1,360円	1,520円	1,690円	1,850円	2,010円	2,170円	2,340円	2,500円	2,670円	2,840円	3,010円	3,180円
使用期間が1月未満の場合1区															

沖縄県港湾管理条例

画	1	日	に	つ	き															
海上係留	2,150円	2,360円	2,560円	2,770円	2,970円	3,170円	3,370円	3,570円	3,770円	3,970円	4,170円	4,370円	4,570円	4,770円	4,970円	5,170円	5,370円	5,570円	5,770円	5,970円
使用期間が1月以上1年未																				

沖縄県港湾管理条例

使用期間が1月未満の場合 1区画 1日につき	330円	470円	680円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1区画1月につき	3,430円	4,800円	6,870円
使用期間が1年の場合 1区画につ き	34,370円	48,120円	68,750円

3 水上オートバイの陸置場使用料

単位	使用料
使用期間が1月未満の場合 1区画1日につき	440円
使用期間が1月以上1年未満の場合 1区画1月につき	9,120円
使用期間が1年の場合 1区画につき	95,210円

4 船舶上下架施設の使用料

単位	使用料													
	艇長5メートル未満のもの	艇長6メートル	艇長7メートル	艇長8メートル	艇長9メートル	艇長10メートル	艇長11メートル	艇長12メートル	艇長13メートル	艇長14メートル	艇長15メートル	艇長16メートル	艇長17メートル	艇長18メートルを超えるもの
上	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円
架	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円
又	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円
は	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円
下	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円
架	1,850円	1,950円	2,050円	2,150円	2,260円	2,410円	2,560円	2,710円	2,860円	3,010円	3,160円	3,310円	3,460円	3,610円

沖縄県港湾管理条例

1 回 に つ き																			ルまで ごとに 1,010 円を加 算した 額
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5 その他の施設使用料

種別	単位	使用料
揚降機使用料	揚艇又は降艇1回につき	2,250円
船台使用料	小型 1日につき	1,120円
	中型 1日につき	1,960円
	大型 1日につき	2,470円
研修室使用料	1時間につき	1,020円
駐車場使用料	1台1日につき	100円
	(1) 原動機付自転車及び自 動二輪車	
	(2) 普通自動車	300円
船台置場使用料	1台1日につき	870円
	1台1月につき	17,570円
	1台1年につき	183,420円
船具倉庫使用料	小型 1個1日につき	350円
	1個1月につき	7,120円
	1個1年につき	71,290円
	大型 1個1日につき	610円
	1個1月につき	12,220円
	1個1年につき	122,220円
シャワー使用料	1回につき	200円
マリーナ付帯施設使用料		第1項から第3項までの表の 単位及び区分の欄に掲げる使

		用期間及び使用方法の区分に応じ、それぞれの表の使用料の欄に掲げる使用料の額に10分の1を乗じて得た額
--	--	--

備考

- 1 「1区画」とは、陸置又は海上係留の用に供するために区画された一の区域をいう。
- 2 使用時間等が時間、日又は月を単位とする場合に、その使用時間等に1時間、1日若しくは1月に満たない端数があるとき、又はその使用時間等が1時間、1日若しくは1月未満であるときは、これらをそれぞれ1時間、1日又は1月として計算する。
- 3 「ディンギー型ヨット」とは、居住設備及びエンジンを持たないヨットをいう。
- 4 「水上オートバイ」とは、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令別表第2の備考1に規定する特殊小型船舶をいう。
- 5 「原動機付自転車」、「自動二輪車」及び「普通自動車」とは、道路交通法施行規則に規定する原動機付自転車、自動二輪車及び普通自動車をいう。
- 6 「マリーナ附带施設」とは、給水施設、給電施設、給油施設、修理ヤード及びマリーナ出入港管理システムをいう。